

こんな時は？（Q&A）



自治会の運営・活動に関すること！

- Q1 自治会長が変更になったら・・・・・・・・・・・・・・・・P42
- Q2 自治会長の氏名等を知りたいのですが・・・・・・・・P42
- Q3 自治会会員名簿作成について・・・・・・・・・・・・P42
- Q4 自治会員名簿をどのように処分したらいいですか・・・・P43
- Q5 自治会名義で契約できますか・・・・・・・・・・・・P43
- Q6 自治会活動に関する外国人向け資料はありますか・・・・P43
- Q7 自治会活動中のケガなどについて・・・・・・・・・・・・P43
- Q8 自治会集会所の新築や修繕の助成などについて・・・・・・・・P44
- Q9 自治会集会所の借地・借家の補助について・・・・・・・・P44
- Q10 掲示板を設置したいのですが・・・・・・・・・・・・P44
- Q11 掲示物を貼ることはできますか・・・・・・・・・・・・P45
- Q12 自治会で勉強会を行いたいのですが・・・・・・・・P45
- Q13 自治会でお祭りを行いたいのですが・・・・・・・・P46

防犯・防災に関すること！



- Q14 防犯・防災パトロールについて・・・・・・・・・・・・P47
- Q15 防犯カメラの設置について・・・・・・・・・・・・P47
- Q16 空き家やあき地の適正管理について・・・・・・・・・・・・P47
- Q17 防災訓練に使用する資器材について・・・・・・・・・・・・P48
- Q18 災害発生時の避難場所について・・・・・・・・・・・・P48
- Q19 災害時の備蓄物資について・・・・・・・・・・・・P48



ごみに関すること！

- Q20 資源回収の分別袋について・・・・・・・・・・・・・・・・P49
- Q21 ごみ集積所の新設や移設について・・・・・・・・・・P49
- Q22 ごみ集積所をカラスや猫に荒らされます・・・・・・・・P49
- Q23 ごみの不法投棄について・・・・・・・・・・・・・・・・P50
- Q24 ごみ集積所の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・P50
- Q25 高齢者のごみ出しについて・・・・・・・・・・・・・・P51
- Q26 町内清掃で出たごみを回収してほしい・・・・・・・・P51

住環境に関すること！



- Q27 ノラ猫に困っているのですが・・・・・・・・・・P52
- Q28 ノラ犬に困っているのですが・・・・・・・・・・P52
- Q29 道路の街路樹の枝が危ないのですが・・・・・・・・P53
- Q30 公園の樹木について・・・・・・・・・・・・・・P53
- Q31 カーブミラーなどを設置してほしい・・・・・・・・P53
- Q32 水道管が破裂している・・・・・・・・・・・・・・P53
- Q33 道路の修復、側溝の詰まりについて・・・・・・・・P54
- Q34 公園内の施設の破損について・・・・・・・・・・P54
- Q35 排水管が詰まっている・・・・・・・・・・・・・・P55
- Q36 治水施設の異常について・・・・・・・・・・・・P55
- 「別表1」我孫子市内の指定給水装置工事事業者・・・・・・・・P56
- 「別表2」我孫子市内の下水道排水設備指定工事店・・・・・・・・P57



Q1 自治会長が変更になった時、どのような手続きが必要ですか？

A 「自治会長等の変更届兼自治会長の個人情報の提供に関する同意書」を提出してください。なお、様式は市のホームページからダウンロードできます。

※我孫子市ホームページ>くらし・手続き>市民活動・自治会・地域コミュニティ>自治会に関する情報>自治会長の変更があったとき

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q2 隣接する自治会との調整のために自治会長の名前や住所を教えてくださいませんか？

A 市民協働推進課窓口にお申し出ください。その際、本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

市に届け出をしている自治会長から照会があった場合は、届け出の電話番号に折り返し連絡をし、自治会長情報を提供します(自治会長以外の方には、お電話での提供はできません)。なお、窓口で自治会長、まちづくり協議会会長以外の方が、他の自治会との交流や情報交換をするため(P58 使用目的6番)に照会する際は、会長の委任状が必要です。

各自治会長の個人情報は、あらかじめ同意を得ている場合のみ提供します。(同意のない場合は提供できません。)また、同意を得ている目的以外では提供・使用はできません。使用後は適正に破棄するなど、慎重な取り扱いをお願いいたします。

※ 自治会長に係る個人情報の提供に関する同意については、P58参照。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q3 自治会会員名簿を作る際、どのようなことに気をつければいいですか？

A 個人情報保護法の制定以来、自治会で会員名簿の作成に苦慮しているというご意見をいただくことがあります。しかし、個人情報を適正に取り扱えば、自治会で会員名簿を作ることは問題ありません。

平成29年5月30日以降、個人情報保護法の対象となっていなかった自治会も個人情報保護法の改正に伴い、全ての自治会が個人情報保護法の対象となりました。

会員名簿の作成や使用にあたって注意していただきたい点をP59、60に掲載していますのでご確認ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q4 自治会の名簿を廃棄する際、注意することはありますか？

A 個人情報保護法により、自治会が所有する個人情報についても適正に管理する必要があります。

古い名簿など使用しなくなった文書は、個人情報の漏洩を防ぐためにも自治会内でしっかりとルールを定め、適正に廃棄する必要があります。

不要な文書が大量にある場合には、段ボール単位で処理ができる専門業者もあります。自治会内で利用している個人情報記載文書について見直し、不要なものについては適正に処理をするよう心がけましょう。

また、個人のパソコンで名簿等を管理している場合、役員を退任するなど不要になったときには、個人情報に関わるデータを忘れずに削除しましょう。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q5 自治会名義で契約することはできますか？

A 法的人格を有する「認可地縁団体」は、団体名の名義で契約が可能です。詳しくはP61をご覧ください。通常の自治会でも、自治会名義で契約可能な事業者と契約できない事業者がありますので、検討している事業者にご確認ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q6 自治会に関することや、ごみの捨て方など外国人向けの資料はありますか？

A 自治会とはなにか、加入の仕方などを記載した「自治会加入へのご案内」は英語・中国語・韓国語・ベトナム語に対応したチラシを配布しています。また、「ごみと資源の分け方出し方」は、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語に対応したチラシを配布しています。必要な方は担当までご連絡ください。

担当課「自治会加入へのご案内」：市民協働推進課 市民活動推進係

「ごみと資源の分け方出し方」：生活衛生課

Q7 自治会活動中に事故やケガをした場合、保険の制度はありますか？

A 総会や役員会など会議への参加、防犯パトロール、防災訓練、公園清掃、お祭りの準備・開催など、公益的な活動中の事故で、役員やスタッフが傷害等を負った場合、または第三者の身体や物品（財物）に損害を与え、賠償責任を負った場合は、「我孫子市市民公益活動補償制度」で補償されます。

自治会の活動でも、忘年会・懇親会など「自分たちの楽しみの活動」や、スポーツ・囲碁・将棋など「趣味を深める活動」は補償の対象になりません。

補償金を請求するためには、事故が起きたら、市民協働推進課へご連絡ください。詳細はP64、65をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q8 自治会集会所の新築や修繕をする場合、助成などがありますか？

A 自治会集会所の新築や修繕を行う場合、市の「我孫子市自治会集会所整備事業等補助金」と自治総合センターの「コミュニティセンター助成事業」があります。申請にあたり実施する前年に事前協議が必要です。まずは担当へご相談ください。詳細はP9～10、13をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q9 自治会集会所に使用する土地や建物を借りる場合、市の補助はありますか？

A 借地や借家をする場合、市の「我孫子市自治会集会所整備事業等補助金」があります。申請にあたり実施する前年に事前協議が必要です。詳細はP9、10をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q10 掲示板の設置に必要な手続きを教えてください。

A 設置したい場所の管理者の許可が必要です。

【公園に掲示板を設置する場合】

公園施設設置・管理許可申請書を係へ提出してください。

添付書類として公園内の設置希望箇所図、掲示板の図面が必要です。申請内容を検討し、許可するか否か決定します。

担当課：公園緑地課 公園係

【道路に設置する場合】

事前に、担当課・我孫子警察にご相談ください。

内容により、担当課へ道路占用許可申請が必要となる場合があります。

なお、道路使用に関しては「道路使用許可申請書」を我孫子警察に提出する必要があります。

担当課：道路課 管理係

我孫子警察署 交通課 ☎ 04-7182-0110

<参考：掲示板設置のための補助制度>

日本赤十字社に活動資金（社資）を納入した自治会、町内会等が掲示板を設置する場合、「日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成」制度があります。

詳細はP19をご覧ください。

担当課：社会福祉課 社会福祉係

Q11 行政サービスセンターに掲示物を貼ることはできますか？

A 原則自治会の掲示物を貼ることはできません。

内容が①または②の場合には掲示することができます。

- ① 我孫子市と共催している場合
- ② 我孫子市が後援または協力している場合

【申請方法】

市民課または各行政サービスセンターの窓口で「パンフレット類 配布・掲示等依頼書（庁外用）」に必要事項を記入してください。同じ掲示物を複数の行政サービスセンターで掲示する場合は、市民課またはいずれか1か所の行政サービスセンターで申請してください。

詳しくは担当へお問合わせください。

担当課：市民課 住居表示係

Q12 自治会で勉強会を行いたいのですが、市に講師を頼めますか？また、その手続き方法や内容は？

A 市の「生涯学習出前講座」を利用できます。

メニューを決定し、申込者側で市内の会場を手配後、開催希望日の4か月前から14日前までに、担当へお申し込みください。講師が出向いて講座を行います。

講師料は無料ですが、講座により材料費や資料代等実費がかかるものもあります。

①「市役所メニュー」

市政に関すること等、市の職員が講師を務めます。

（原則、平日10人以上でお申し込みください。）

②「市民講師メニュー」

生涯学習の各分野で知識や経験を持った市民がボランティアで講師を務めます。

③「キャンパスメニュー」

我孫子市内の大学の教員がボランティアで講師を務めます。

※講座の詳しい内容等については担当へお問合わせください。

担当課：生涯学習課 ☎ 04-7182-0511

Q13 自治会でお祭りを行うには、どのような手続きが必要ですか？また、キッチンカーなどの出店をしてもいいですか？

A 【公園を使用したい場合】

ご利用の2週間前までに「都市公園内行為許可申請書」を係へ提出してください。申請内容を検討のうえ、許可します。また、お祭りでのキッチンカーなどの出店は、使用条件を付したうえで認めていますので、事前にご相談ください。

担当課：公園緑地課 公園係

【道路を使用したい場合】

事前に、担当課・我孫子警察にご相談ください。

内容により、担当課へ道路占用許可申請が必要となる場合があります。

なお、道路使用に関しては「道路使用許可申請書」を我孫子警察に提出する必要があります。

担当課：道路課 管理係

我孫子警察署 交通課 ☎ 04-7182-0110

【火気の使用について】

五本松公園、利根川ゆうゆう公園の所定の場所をバーベキューで利用する場合を除き、原則として公園での火気の使用は禁止です。

ただし、自治会行事等で火気の使用を希望する場合は、目的、内容から総合的に判断しています。上記の都市公園内行為許可申請書や道路使用許可申請書で火気の使用許可を受けた後、目的・日時・場所等を、最寄りの消防署まで届け出てください。

なお、自治会のお祭り等で模擬店における火気（発電機・LPガスボンベ・コンロ等）を使用する場合は、露店等の開設届出と消火器の準備が必要です。

西消防署 ☎ 04-7184-8673

つくし野分署 ☎ 04-7184-2630

東消防署 ☎ 04-7189-2110

湖北分署 ☎ 04-7188-2217

【給水車の利用について】

給水車は、本管漏水時または災害発生時の緊急応急給水に使われるもので、お祭りなどでの利用は出来ません。

担当課：水道局 ☎ 04-7184-0111(代)

Q14 地域のパトロールをする時に、生活安全パトロール車を借りることは可能ですか？また、市に防犯に関する組織はありますか？

A 市では地域の防犯パトロール活動に生活安全パトロール車（青色回転灯装備）を貸し出しています。申し込み方法は市民安全課へお問合せください。

また、我孫子市防犯指導員連絡協議会が、ベストや腕章などを貸与しています。我孫子市の防犯に関する組織については、P25、26をご覧ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

Q15 自治会で防犯カメラを設置する場合、市の補助はありますか？

A 町会・自治会等が設置する街頭防犯カメラに対し、その設置費用の一部を補助します。申請にあたっては、実施する前年に事前協議が必要です。詳細はP15、16をご覧ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

Q16 近所に雑草や樹木が繁茂して困っている空家やあき地があります。どこに相談すればよいでしょうか？

A 【空家に関して】

空家の敷地内に繁茂している雑草等については、担当が現地調査をした後、所有者等を調べ作業依頼をしますので、ご連絡ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

【あき地の雑草に関して】

あき地に繁茂している雑草については、担当が土地所有者に刈取りの指導をしますので、ご連絡ください。

担当課：生活衛生課 生活環境係

Q17 防災訓練で炊き出しを行う場合、なべ等の防災資器材を借用できますか？

A 貸し出しをしています。

担当に電話で確認のうえ、借用書に必要事項を記入し、申込みください。

借用申請様式は、市のホームページからダウンロードできます。

また、市で備蓄している食糧を提供しています（Q19参照）。希望される場合は市民安全課へお問い合わせください。

貸し出し防災資器材一覧

なべ、おたま、ハンドメガホン、ドラムコード等

担当課：市民安全課 危機管理係

Q18 災害発生時の避難場所はどこになりますか？

A 市では、地震や土砂災害などの災害時の指定緊急避難場所や河川がはん濫した場合等の洪水時の指定緊急避難場所を指定しています。指定緊急避難場所の詳細については、「あびこハザードマップ」、市のホームページでご確認ください。

マップは、市役所や各行政サービスセンターで配布しています。

担当課：市民安全課 危機管理係

Q19 防災用の備蓄物資はどうなっていますか？

A 備蓄資器材、救援物資等の備蓄倉庫は、分散・拠点機能のネットワーク化と全市的な配置バランスを考慮して設置しています。

主な備蓄品

【資器材】 発電機、投光器、組立式仮設トイレ、毛布、簡易間仕切り、蓄電池、簡易ベッド等

【備蓄食糧】 アルファ米、パン、クラッカー、粉ミルク等

※ 災害時に開設された避難所へ、市の職員が物資を運搬します。

担当課：市民安全課 危機管理係

Q20 資源回収に使用する分別袋等が足りないときは、追加でもらう事はできますか？

A 必要な用具の種類、数量とお届け先を担当へお知らせください。
お電話をくださった方のお宅に、一週間を目安としてお届けします。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

FAX 04-7185-1134

E-mail abk_seikatsueisei@city.abiko.chiba.jp

Q21 ごみ集積所の新設や移動をしたい場合、どのようにしたらよいでしょうか？

A ごみ集積所の利用者の意見をまとめて、代表者が生活衛生課と協議をしてください。協議が完了しましたら所定の用紙で申請してください。

新設や移動をするにあたっては一定の要件を満たすことが必要になります。

詳細は担当へお問合せください。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q22 集積所のごみがカラスや猫に荒らされて困っています。何か防ぐ方法はありませんか？

A 集積所は自治会等で維持管理することが原則となっています。

生ごみは袋を二重にする。他の可燃ごみと一緒に出す場合は袋の中心に入れ、外からつつかれないようにする。生ごみに関しては収集当日の朝に出すなど、自治会内でルールを決めると効果的です。

市では、ごみを荒らされないようにするために、希望する団体に飛散防止ネットの貸し出しをしています。詳細は担当へお問合せください。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

ネットの活用方法

ネットは、周囲全体が接地するように広げる。
ごみは、ネットからはみ出さないように入れる。

Q23 畑にごみが捨てられていました。どこに連絡をすればよいのでしょうか？

A 私有地に廃棄物を投棄された場合、投棄した者が不明の場合、最終的には土地の所有者（管理者）が撤去しなければならなくなることがあります。

発見した場合は、生活衛生課に連絡して下さい。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

投棄者、車両ナンバーを目撃した場合は、我孫子警察署生活安全課へ通報して下さい。

我孫子警察署 生活安全課

☎ 04-7182-0110

Q24 ごみ集積所に、分別していないごみ、他の地域のごみや指定日を守らないで出す方がいます。どこに相談すればよいのでしょうか？

A 集積所は自治会で維持管理することになっていますが、自治会で対応が困難な場合は、生活衛生課へご相談ください。

集積所の状況や置かれたごみの内容等、詳細を確認したうえで、自治会と一緒に対策を検討していきます。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q25 高齢でごみを集積所まで出すことが困難です。何かいい方法はありませんか？

A 市ではごみを集積所まで出すことが困難で、他に協力が得られないひとり暮らし高齢者や障害者の方々に対し、声掛けを行いながらごみを戸別収集する「ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業」を実施しています。

ご利用には面談が必要となります。

詳細は担当へお問い合わせください。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q26 町内清掃で大量のごみが出ました。回収してもらえますか？

A 実施日の2週間前までに申込みいただければ回収します。

団体名、実施日、荒天で中止した場合に延期して実施する日付、排出場所（必ず地図を提出してください）、申込者氏名、申込者電話番号、排出するごみの品目と量の見込みを記載した申込書を提出してください。

申込書のダウンロードや詳細は市のHPをご覧ください。

なお12月3週目の月曜日から1月3週目の金曜日までは、集積所のごみが多いことから、町内清掃のごみは回収いたしません。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

FAX 04-7185-1134

Q27 ノラ猫に困っています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A 駆除を目的としてノラ猫を捕獲することはできません。

猫が放し飼いされていて被害に困っている、無秩序に餌やりをする人がいるといった場合は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）が指導を行っています。

千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）

☎ 047-361-2139

平成29年度から、飼い主のいない猫を増やさないようにするため、地域猫（特定の飼い主がなく、地域に棲みつき、その地域の住民の方々の同意のもと適切に管理されている猫）の不妊去勢手術を実施する団体に、手術費用の一部を助成しています。

なお、助成を受けるには事前に団体登録が必要です。

地域内での猫の不妊去勢手術については、手賀沼課へご相談ください。

地域猫活動については、市ホームページ（二次元コード）をご確認ください。

担当課：手賀沼課 環境政策係



地域猫対策ガイドライン

Q28 ノラ犬に困っています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A ノラ犬は捕獲の対象となります。

ノラ犬を発見した場合は、下記までご連絡ください。

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

☎ 04-7191-0050

Q29 街路樹の枝が折れて垂れ下がって危険です。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A 道路を通行するのに支障のある場合はご連絡ください。現地を確認して対応いたします。

担当課：道路課

Q30 公園内の樹木の剪定をお願いする場合、どこに要望すればよいでしょうか？

A 担当係までご連絡ください。現地確認のうえ、緊急性や樹種による剪定時期などを判断し、対応します。

担当課：公園緑地課 公園係

Q31 カーブミラーや横断歩道などを設置して欲しいのですが、どこに要望すればよいでしょうか？

A ①カーブミラーなどの安全施設の設置や調整の要望は、道路課が窓口になります。

担当課：道路課

②信号、横断歩道などの交通規制を伴う要望は、警察署が窓口になります。

我孫子警察署 交通課

☎ 04-7182-0110

Q32 水道管が破裂しています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A ①道路上の漏水や道路から第一止水栓まで及びメーターボックス内の漏水の場合は、水道局に直接連絡してください。

②メーターボックスから先の宅地内や建物内の漏水の場合

初めに、メーターボックス内の止水栓（レバーまたはハンドル）を回して水を止めてください。次に、我孫子市指定給水装置工事事業者に連絡して修理を依頼してください。工事事業者がわからない場合は、P56「別表1 我孫子市内の指定給水装置工事事業者」を参考にするか、または水道局にご連絡いただければお近くの工事事業者を紹介いたします。市外の工事事業者については、我孫子市水道局ホームページで公開しています。

担当課：水道局 ☎ 04-7184-0111(代)

Q33 道路に亀裂、陥没や隆起している箇所がある場合、また道路内の側溝が詰まっている場合、どこに連絡をすればよいでしょうか？

A

①市道は、道路課が窓口になります。また、令和7年2月17日から、市LINE公式アカウントから通報できるようになりました。スマホで下記の二次元コードを読み取ると、利用できます。



担当課：道路課

②国道356号と県道は、柏土木事務所が窓口になります。

千葉県柏土木事務所 維持課

☎ 04-7167-1374

③国道6号は、千葉国道事務所が窓口になります。

国土交通省千葉国道事務所柏維持修繕出張所

☎ 04-7143-4230

Q34 公園内の施設に破損箇所がある場合はどこに相談すればよいでしょうか？

A

公園内の施設に破損箇所がある場合は、至急係へご連絡ください。また、令和7年2月17日から、市LINE公式アカウントから通報できるようになりました。スマホで下記の二次元コードを読み取ると、利用できます。



担当課：公園緑地課 公園係

Q35 トイレや台所の排水管が詰まっています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A

- ①道路から公設ますまでの詰まりがあった場合は、下水道課へ直接ご連絡ください。
- ②自宅の排水設備から公設ますまでの詰まりがあった場合は、工事を行った指定工事店に連絡してください。

指定工事店がわからない場合は、P57「別表2 我孫子市内の下水道排水設備指定工事店」を参考にするか、下水道課にご連絡いただければお近くの指定工事店を紹介します。

市外の指定工事店については、我孫子市ホームページで公開しています。

※令和7年2月17日から、いずれの場合も市LINE公式アカウントから通報できるようになりました。スマホで下記の二次元コードを読み取ると、利用できます。



担当課：下水道課 管理係

Q36 調整池や排水路、ポンプ場に異常がある場合、どこに連絡をすればよいでしょうか？

- A 治水施設に異常がある場合は、治水課へご連絡ください。また、令和7年2月17日から、市LINE公式アカウントから通報できるようになりました。スマホで下記の二次元コードを読み取ると、利用できます。



担当課：治水課 管理係

別表1 我孫子市内の指定給水装置工事事業者

令和7年1月1日現在

指定事業者名	事業者所在地	電話番号
(株)CRAFT	根戸1741番地の7	04-7113-0031
(有)我孫子設備	本町3丁目5番2号	04-7182-8111
渋谷産業(株)	本町3丁目5番25号	04-7184-7771
(有)渋谷総合設備	我孫子1丁目14番6号	04-7184-3330
(有)渡辺住設	並木9丁目7番3号	04-7182-8433
(株)我孫子水道メンテナンス	天王台6丁目5番15号	04-7182-5995
マルゼン工業	柴崎台2丁目13番22号	04-7182-9566
(株)川上興業	南青山22番地の38	070-1009-4560
(有)光設備工業	湖北台5丁目4番21号	04-7188-0285
カオル設備	中峠台20番地の5	04-7188-3947
(有)秀和設備	中峠台27番地の23	04-7149-4040
(株)NJU	中峠1563番地の67	04-7188-1310
(株)スズマサ	日秀3番地の3	04-7196-7093
染谷建築設備	古戸577番地の1	04-7188-2069
三津和工業(株)	新木1966番地の21	04-7199-2781
テクニカルワーク(株)	新木3055番地の1	04-7157-3169
アイユーサポートライフ	新木野4丁目3番20号	04-7187-6997
丹羽工業(株)	布佐845番地の1	04-7188-7271
(有)成島設備	布佐2263番地の5	04-7189-1211
(株)ライフフィット	布佐3398番地	04-7189-2921

指定給水装置工事事業者とは、水道法に定められている「指定給水装置工事事業者制度」により、お住まいの建物等の給水装置の工事を適切に行うことができると認められ指定を受けた事業者のことをいいます。

宅地内の水道管の工事・修繕等については、我孫子市水道局の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼をしてください。

別表2 我孫子市内の下水道排水設備指定工事店

令和6年12月10日現在

指定工事店名	工事店所在地	電話番号
(有)成島設備	布佐2263番地の5	04-7189-1211
丹羽工業(株)	布佐845番地の1	04-7188-7271
(株)ライフット	布佐3398番地	04-7189-2921
(有)松島甚五郎商店	都13番地の10	04-7189-2100
アイユーサポートライフ	新木野4丁目3番20号	04-7187-6997
(有)渋谷電機水道設備	南新木2丁目22番地の1	04-7188-9131
(株)NJU	中峠1563番地の67	04-7188-1310
(有)秀和設備	中峠台27番地の23	04-7149-4040
カオル設備	中峠台20番地の5	04-7188-3947
(株)川上興業	南青山22番地の38	070-1009-4560
(有)ウォーター・スプライト	天王台6丁目9番3号	04-7183-2245
(有)我孫子設備	本町3丁目5番2号	04-7182-8111
渋谷産業(株)	本町3丁目5番25号	04-7184-7771
(有)玉田電機水道工業	白山1丁目15番18号	04-7182-2018
(有)渡辺住設	並木9丁目7番3号	04-7182-8433
(有)渋谷総合設備	我孫子1丁目14番6号	04-7184-3330
マルゼン工業	柴崎台2丁目13番22号	04-7182-9566
(株)CRAFT	根戸1741番地の7	04-7113-0031

内容に変更があれば随時更新を行っております。
詳しくは我孫子市ホームページをご確認ください。